



Title	尚家文書「田地廻勤首尾」について：紹介と史料翻刻(その2・完)
Author(s)	豊見山, 和行
Citation	琉球アジア文化論集：琉球大学法文学部紀要 = Bulletin of the Faculty of Law and Letters University of the Ryukyus(1): 27-46
Issue Date	2015-03-29
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/32577
Rights	

尚家文書「田地廻勤首尾」について—紹介と史料翻刻(その2・完)—

豊見山和行

はじめに

本論考は、本紀要の前号(二十号)に掲載した「尚家文書『田地廻勤首尾』について—紹介と史料翻刻(抄)—」の後半部分に当たる。本文書の書誌情報や全体的特徴については、前号を参照してもらいたい。

本文書の表紙にも記載されているように、沖縄島および近接する離島は、それぞれ国頭方、中頭方、島尻方の三つの広域行政に区分されていた。それらの三地域へ次のように田地奉行が派遣されていた。国頭方へは安里里之子親雲上、中頭方へは知念里之子親雲上と森山親方、島尻方へは安村親雲上と安谷屋親方という具合である。国頭方のみが単独で、他は各二名での署名となっているが、その理由については不明である。

前号で言及することができなかった部下米について補足しておきたい。『事々抜書』(沖縄県立図書館蔵)に、次の記載が見られる。

「部下米

六百五十四石式斗八升壹合壹勺五才、

但、同治七戊辰より御免二付、士民扶助差向、」

すなわち、同治七（一八六八）年に、薩摩藩へ上納していた部下米の費目による年貢徴収は廃止された。右の六五四石余は各間切へ返還されたのではなく、「士民扶助差し向け」たとある。そのことに関連する記載が、本「田地廻勤首尾」の国頭方の条において、一例を挙げると「一、羽地・今帰仁式ヶ間切江去年部下米并御救助料より被成下候錢之儀、羽地間切者極窮之方補助向并疲村々身賣人請出方……」とある。このように、実際に間切内の窮乏者への助成や疲弊した村々の身売り人の請け戻し等に充てられていた。ただし、士に対する救済状況に関しては不明な点が多く、実態の解明は今後の課題として残されている。

さて、次に文書末の「今般嶋尻方耕作跡見之砌、那覇湊并泊湊江相懸候濱山野川原筋等見分仕候次第、左ニ申上候」について紹介する。この事項は、他の記載内容と異なる点がある。第一に、他の報告がすべて五月付けであるのに対して、この報告は十一月となっている点である。第二に、那覇港と泊港へ注ぐ河川に対して、土砂や泥土によって那覇港と泊港の港湾機能が低下しないよう予防措置を講じていた。右のことから、田地奉行の役目は単に「耕作跡見」、すなわち直接的な農業関係だけでなく、河川の保全および港湾機能の維持など農業に間接的に関連した事項も所管していたことが分かる。

一、蘇鉄の植栽について

本「田地廻勤首尾」の特徴は、各間切ごとに蘇鉄苗、棕栢苗、棕栢種子、楮木、屋良部種子、檜木苗、檜木種子、小松、松種子、そして明替島の情報を「覚」として記録している点にある。それを一覧表としてまとめたものが、表1、表2である。

表 1 : 1878年蘇鉄苗数一覽

ソテツ数 間切名	ソテツ苗数 (本)	植え不足数 (本)	定数 (本)	備考
金武	17,520			記載欠
久志	17,345			
大宜味	18,230			
国頭	40,620			
羽地	44,550			
今帰仁	—			
本部	19,842			
伊江島	56,550			
名護	17,580			
恩納	17,940			
(国頭方小計)	(250,177)			
西原	19,860			
中城	10,415			
勝連	18,480			
与那城	4,830			
具志川	15,090			
美里	22,800			
越来	10,000			
読谷山	25,410			
北谷	25,164			
宜野湾	41,790			
浦添	2,140			
(中頭方小計)	(195,979)			
南風原	15,570	摩文仁村植え不足 800	11,760	
大里	47,280			
佐敷	25,710			
知念	22,110			
玉城	26,749			
東風平	33,350			
具志頭	31,020			
摩文仁	10,960			
喜屋武	10,560			
真壁	12,360			
高嶺	18,060			
兼城	13,090			
小禄	4,360	長堂村植え不足 300	20,556	
豊見城	20,256			
真和志	17,560			
(島尻方小計)	(308,995)			
国頭方	250,177			
中頭方	195,979			
島尻方	308,995			
総計	755,151			

「表1…一八七八年蘇鉄苗数一覽」から判明する点を列挙すると次のようになる。

第一に、国頭方全体での植え付け数は二五万一七七本で、最多の植え付けは伊江島の五万六千五百〇本、最少は久志間切の一万七千三四五本である。今帰仁間切には蘇鉄苗数の記載が見られないが、全間切の状況から推して同間切だけ蘇鉄が全く植樹されていなかったとは想定できない。単純な記載漏れと思われる。

第二に、中頭方全体は、一九万五千九七九本で、最多の植え付けは宜野湾間切の四万一千七九〇本で、最少は浦添間切の二千一四〇本である。浦添間切に次いで植え付けが少ないのが与那城間切の四千八三〇本である。

第三に、島尻方全体は、三〇万八千九百五本で、国頭方・中頭方よりも植え付け数が多い。最多は大里間切の四万七千二百八〇本、最少は小祿間切の四千三百六〇本である。

第四に、島尻方の豊見城間切長堂村は三〇〇本が植え不足で、定数は二万五千五百六本である。摩文仁間切の摩文仁村も植え不足が八〇〇本で、定数は一万一千七六〇本である。この二つの村だけが植え不足とあるが、本来各村ごと蘇鉄苗の「定数」が規定されていたものと推測される。

第五に、国頭方・中頭方・島尻方の総計は七万五千一百一五一本となる。膨大な数の蘇鉄が植栽されていたことが判明するが、慶良間諸島・粟国島・久米島、そして宮古諸島・八重山諸島の蘇鉄数は記載されていない。そのことから、右の数字以上の蘇鉄がこの時期の琉球国においては植え付けられていたものと思われる。

二、棕枳苗等の植え付けと切り替え畠について

次に、前述の「覚」から棕枳苗、棕枳種子、屋良部（ヤラブ）種子、楮木（チャーギ、イヌマキ）、檉木苗、檉

木種子、小松、松種子、明替島に関する情報を一覧表にしたものが、表2である。蘇鉄苗と同じく全体的な特徴を記すと次のようになる。

第一に、右の樹種において、満遍なく植栽されている項目と地域的に偏在するものが見られる。棕栢苗は、すべての間切に植え付けられている。棕栢種子については国頭方では今帰仁・本部・伊江島のみで、他の間切には植え付けの記載はないが、中頭方・島尻方のすべての間切では蒔かれている。

第二に、榿木は国頭方の伊江島を除く全域と中頭方の浦添間切を除く全域に植え付けられる一方、島尻方での植え付けは皆無という特徴が見られる。榿木苗は島尻方では全域に、国頭方では金武・大宜味・今帰仁の各間切と伊江島を除いて植え付けが見られ、他方、中頭方全域では皆無という状況である。榿木種子は中頭方・島尻方の全域で播種されているが、国頭方では今帰仁と本部間切だけで播種されている。

第三に、小松については、島尻方では全域に、中頭方では越来・読谷山・宜野湾の三間切を除く全域に植え付けられている。国頭方での植え付けは見られない。松種子は島尻方では全域に、中頭方では宜野湾間切を除く全域に播種されているが、国頭方では伊江島のみ播種され、残りの間切では播種されていない。

第四に、明き替え島は、国頭方の久志・大宜味・国頭・羽地・本部・名護の各間切に設定され、中頭方・島尻方には全く見られない。明き替え島は、キナワ島、切り替え島とも称される焼き畑の一種である。その総面積は九六万九千一一〇坪(三、二〇一畝)であり、山野が卓越する国頭方に広く展開していた。

表 2 : 1878年棕枙苗数等一覽

樹種等 間切名	棕枙苗 (本)	棕枙種子 (石・斗升合)	屋良部種子 (石・斗升合)	楮木 (本)	檜木苗 (本)	檜木種子 (石・斗升合)	小松 (本)	松種子 (石・斗升合)	明替畠 (坪)	備考
金武	350		0.5	212	-	-	-	-	-	
久志	827		0.41	868	12,733	-	-	-	53,840	
大宜味	680		0.051	218	-	-	-	-	409,600	
国頭	698		0.38	410	455	-	-	-	456,980	
羽地	1,267		0.11	238	1,351	-	-	-	*94,000	*1
今婦仁	1,413	0.4	0.5	1,054	-	0.084	-	-	-	
本部	812	0.34	-	112	1,271	0.245	-	-	3,000	
伊江島	1,065	0.05	-	-	-	-	-	0.15	-	
名護	500		0.25	810	550	-	-	-	45,690	
恩納	813		1.48	293	955	-	-	-	-	
(国頭方小計)	(8,425)	(0.79)	(3.681)	(4,215)	(17,315)	(0.329)	(0)	(0.15)	(969,110)	
西原	3,120	0.101	0.3	5,218	-	0.124	19,940	0.16	-	
中城	2,120	0.3	0.38	3,912	-	0.19	12,580	0.08	-	
勝連	739	0.1	1.35	1,051	-	0.12	12,580	0.25	-	
与那城	1,107	0.03	0.65	678	-	0.09	7,023	0.18	-	
具志川	964	0.32	0.159	1,228	-	0.25	4,980	0.08	-	
美里	4,681	0.3	0.29	1,293	-	0.1	2,680	0.08	-	
越來	2,897	0.15	-	182	-	0.1	-	0.08	-	
読谷山	6,050	0.26	0.25	1,053	-	0.2	-	0.04	-	
北谷	6,688	0.08	0.17	1,106	-	0.06	1,850	0.35	-	
宜野湾	4,865	0.41	0.3	2,671	-	0.3	-	-	-	
浦添	5,000	0.24	0.165	-	-	0.1	2,375	0.165	-	
(中頭方小計)	(38,231)	(2.291)	(4.014)	(18,392)	(0)	(1.634)	(64,013)	(1.465)	(0)	
南風原	336	0.35	0.2	-	1,837	0.224	10,470	0.21	-	
大里	1,374	0.19	0.59	-	5,276	0.2	11,935	0.525	-	
佐敷	344	0.245	0.74	-	3,975	0.36	1,500	0.361	-	
知念	50	0.31	0.224	-	2,148	0.128	10,000	0.168	-	
玉城	200	0.487	0.166	-	1,500	0.172	5,696	0.5	-	
東風平	180	0.224	0.423	-	940	0.195	12,410	0.34	-	
具志頭	360	0.355	0.34	-	325	0.1	906	0.18	-	
摩文仁	380	0.2	0.15	-	1,180	0.1	6,219	0.2	-	
喜屋武	90	0.21	0.03	-	940	0.14	2,740	0.1	-	
真壁	105	0.23	0.16	-	158	0.49	4,100	0.182	-	
高嶺	205	0.4	0.15	-	702	0.48	8,800	0.157	-	
兼城	268	0.496	0.235	-	745	0.18	5,900	0.09	-	
小禄	500	0.997	0.196	-	2,617	0.25	6,620	0.157	-	
豊見城	890	0.326	0.26	-	3,446	0.245	13,020	0.224	-	
真和志	295	0.2	0.3	-	548	0.13	19,100	0.036	-	
(島尻方小計)	(55,77)	(5.22)	(4.164)	(0)	(26,337)	(3.394)	(119,416)	(3.43)	(0)	
国頭方	8,425	0.79	3.681	4,215	17,315	0.329	0	0.15	969,110	
中頭方	38,231	2.291	4.014	18,392	0	1.634	64,013	1.465	0	
島尻方	5,577	5.22	4.164	0	26,337	3.394	119,416	3.43	0	
総計	52,233	8.301	11.859	22,607	43,652	5.357	183,429	5.045	969,110	

註 1 : - は、無記載を示す。

2 : * 1 は羽地間切内の「源河・稲嶺・真喜屋・仲尾次・川上・田井等・親川・伊差川・仲尾九ヶ村」の戸書きを示す。

むすびにかえて

以上、おもに「覚」を整理した表1・表2から判明する点を略述した。田地奉行(首里王府)は救荒作物としての蘇鉄を始めとして、有用植物としての棕櫚、屋良部、楮木、松に関する数的な情報を掌握する体制を構築していたことが分かる。また、明き替え島の面積を首里王府が把握していた点も、蘇鉄同様に百姓の食料確保の問題に関連するものである。本「田地廻首尾」の大きな特徴は、蘇鉄苗から明き替え島に関して具体的な数字を把握することができていることにある。このことは、王国末期における首里王府の農政を全体的に検討する上で、本史料のもつ意義が極めて大きいという点にとどまるものではない。今後の王府農政の研究や百姓の生活史研究においても不可欠の史料であることを強調しておきたい。

小論は「田地廻勤首尾」について、網羅的な紹介ではなく、筆者の関心事に即していくつかの問題点を紹介した。重要な史実でありながら割愛した論点も多いが、それらは今後の検討課題として残されている。末筆ながら、本史料を所蔵する那覇市歴史博物館より掲載許可の御高配に感謝する次第である。

〔凡例〕

1…本号では、前号で省略した中頭方・島尻方の「耕作跡見」に関する条文と、「那覇湊并泊湊」に関連する条文を翻刻した。なお、中頭方・島尻方の「覚」の冒頭部分を一部掲載し、形式上の参考に付した。他は前号を参照してもらいたい。

- 2 .. 旧漢字と当用漢字が混在しているが、史料に従って翻刻した。合字の「より」は作字せず、平仮名で「より」とした。
- 3 .. 誤記の漢字は、傍で（ ）を付し、注記した。
- 4 .. 翻刻の形式は、行数・字数ともに、本紀要の字数にあわせて編集した。
- 5 .. 各文書を区別するためローマ数字で番号を付し、また見出しに当たたる部分を太字で示した。
- 6 .. 翻刻者の責任によって、適宜、読点をつけた。

〔II〕

今般中頭方拾耆ケ間切耕作跡見罷通候次第、左ニ申上候

一 飯料次口之儀、先月迄者一統去年七八月植置候芋ニ而三度宛相嘗、当月より先者九十月以來植付芋ニ而同断相嘗候段申出、見分ニ茂其通相見得申候、

一 稻之儀、西平間切者上作、勝連・與那城・具志川・読谷山・北谷・宜野湾・浦添七ケ間切并中城間切之内伊集・和字慶・津覇・奥間・新垣・久場・熱田・和仁屋・渡口・島袋・比嘉・仲順・喜舎場・瑞慶覧・安谷屋・荻堂・大城、美里間切之内松本・西原・宮里・古謝・桃原・大里・高原・比屋根・與儀式拾六ケ村者中作、越來間切并中城間切之内、安里・当間・屋亘・添石・伊舎堂・泊、美里間切之内知花・登川・池原・東恩納・石川・伊波・嘉手苧・山城・楚南拾五ケ村者下作之躰相見得申候、

一 田方稻苧取之砌、水相下候故、僅之早ニ茂乾田相成候由ニ而、向後右様之仕形曾而無之様、嚴重可致取締旨、申渡置申候、

一 畠方之儀、移次第則々相耕、諸作毛時節不取後植付蒔入させ、且坂成候畠土留、いふ返し溝捌方入念、いふ皿茂豊次第則々致浚方、雨天之節いふ不流落様可致下知旨、申渡置申候、

一 荻敷之儀、所々竿相試、尤壅用方并鎌草等之儀者、間切く仕不足有之候付致差引、早々仕合させ、首尾申出候様申渡置候處、致仕合候所者追首尾承届申候、

一 白大豆并粟・黍・小豆・青豆之儀、例年通蒔入、作柄宜相見得申候、

一 木棉花之儀、例年通蒔入、萌立宜相見得申候、

一 壅壺并きり壺等堅固ニ仕合、且壅屋も破次第則々修補致作替、壅取扱向入念候様申渡置申候、

一牛馬・豚・羊廣飼立、壘相求、又者家内之致補候様、尤困窮ニ而飼立之手筋不相叶者與親類、又者有財之方より飼分ケ為致候様可取計旨、申渡置申候、

一諸野菜并多薬粉之儀、作立用弁無支相達候様、申渡置申候、

一蘇鉄之儀、別紙之通植付置候付、本数相改、本立帳江組入、印形仕置申候、

一棕栢・榎木種子之儀、別紙之通蒔入置申候、

一楮木之儀、別紙之通差付置申候、尤程来相應之等者伐取、干拵ニ而致上納候様、構役々江申渡置申候、

一屋敷明間之所者竹木植付、又者にか竹根上り相成致憔悴候所茂致植替候様、申渡置申候、

一潮垣明間之所者あたん潮木青抱木等植付置候得共、枯損相成候所も有之候付、時節相成候ハ、致植補候様、申渡置申候、

一具志川・美里・越来・読谷山五ヶ間切猪垣之儀、破所出来候ハ、則々致修補候様、申渡置申候、

一去秋植付之小松之儀、別紙之通此節本数取、尤美里間切大里・桃原・古謝三ヶ村者植不足、又者苗程之調部方等不行届候付、来秋植付入見分候様相達、證文等取置申候、

附、中城間切瑞慶覧・当間式ヶ村者山野ノ植仕廻置候間、当秋より者定数差免、明間植付仕度申立致見分候處、最早植仕廻置候付、願通差免置申候、

一勝連・宜野湾・浦添三ヶ間切唐竹敷之儀、抱護明間之所者苗松・赤木等植付、左候而敷内草竹伐除、田土すくふ等相用、手入方入念、尤採薪之者共不蹈入様、見締向可入念旨、構之者江申渡置申候、

一印土手・方切土手、且山野川面境土手之儀、平日守護向入念候様申渡置申候、

一宿道・原道破所出来候ハ、則々致修補、人馬往還之支不相成様可取計旨、申渡置申候、

- 一 川原筋之儀、毎雨走廻、いふ・小石相付候ハ、取除、且川面破所出来候ハ、則々致修補候様申渡置申候、
- 一 西原間切おん玉之御嶽表那覇湊川頭并浦添間切安謝湊江相掛候川面、坂成島土留いふ返し、又者閉山野之儀、兼々取締申渡置候通、堅固ニ相守候様、申渡置申候、
- 一 御風水所并御物松山、宿道並松、又者村抱護明間之所者、小松植付させ申候、
- 一 間切ノ原致勝負、賞罰取行候段申出候付、随分勝負之涯を立、引勵候様、頭役・役々江申渡置申候、
- 一 農事諸仕付、地面格護方等之儀、農務帳ニ基キ致下知候様、惣耕作当共江申渡置申候、
- 一 家内ノ諸上納物之出高能存込、兼而其手当を以涯々無支相弁候様、申渡置申候、
- 一 地頭代以下役々、平日番所出精、諸御用向無支致弁達候様、且捷共者各畷村江詰込、田島耕方并諸上木仕立方、諸上納物之下知方可入念旨、申渡置申候、
- 一 役々末々迄兼々被仰渡置候御儉約之御趣意（念）源取守、何篇質素にして家内有付、御奉公向無支可相弁旨、申渡置申候、
- 一 禮儀佐法結構ニ相見得候様、毎度叮嚀可申諭旨、申渡置申候、
- 一 役々百姓、又者居住人之内、父母孝養向厚、其外何歎善行之者、且行跡悪敷、所中之妨相成候者茂即々申出候様、頭役役々江申渡置申候、
- 一 宜野湾間切嘉敷村境内いきまし原ニ有之候難波山野之儀、当座奉得御指圖候通御片付相濟候付、宜野湾・浦添両間切頭役・惣耕作当并西原村宮里兩人、我如古村之者共召寄請取渡為致、跡見分等仕申候、
- 一 西原・中城・勝連・與那城・具志川・美里・読谷山・北谷・宜野湾・浦添拾ヶ間切、去年中番所・村々所遺帳勘定相遂、仕過・仕不足統並帰戻し仕置候段、申出候付、帳面見届面引合仕申候、

附、越來間切者去年下半年、番所村々所遣帳いまた勘定不相遂段申出候付、頭役役々致差引、早々勘定相遂首尾申出候様、申渡置申候、

一西原・中城・勝連・美里・越來・誼谷山・北谷・宜野湾・浦添九ヶ間切者去子年、與那城間切者去亥子式ヶ年、年貢・諸上納物取払帳之儀、勘定相遂置候間、百姓致面引合候様、取納奉行間合有之、帳面見届面引合仕申候、
附、具志川間切者去戌亥子三ヶ年、諸頭頭作得并諸雜物二懸合有之、勘定相遂不申、百姓面引合延申出候付、
右掛り合面々相迦し、勘定相遂候様、申渡置申候、

一 中城間切去年被成下候御救助料并部下米代錢之儀、極窮之者共致補助度申出候付、面々家内へ致見分候處、実々極窮之者共二而其通相達、面々番所江召寄配当相渡置申候、

一 美里・越來式ヶ村、去年被成下候御餘計米代錢之儀、美里間切者村々負荷返濟身賣人請出方、越來間切者負荷返濟之方江申出候付、其通相達取返し、證文見届、面引合仕申候、

一 美里・越來・誼谷山三ヶ間切、去年御心附砂糖代錢之儀、訴印紙表、美里間切者村々負荷返濟身賣人請出、越來間切者村々負荷返濟仕置候付、取返し證文見届、百姓面引合仕申候、

一 去年貯穀之儀、定数表各頭役仮封仕置候付、かや正米差引、致封印置申候、

一 去々年貯米之儀、上納補被成下候所者各村々当高表相渡置候段、申出候付、百姓面引合仕申候、

一 勝連・與那城・誼谷山・北谷・宜野湾五ヶ間切者田畠耕作方并屋敷へ諸仕付・諸上木仕立方等大抵相届候付致褒美、先様猶以可引勵旨、頭役・役々江申渡置申候、

一 西原間切者小橋川・呉屋式ヶ村荻敷致坪過、中城間切者比嘉村荻敷致差不足、荻道村荻敷致坪過、熱田村荻敷立札致間違、具志川間切者田場村田畠之草荒し置、高江洲村松・蘇鉄本数改之砌、以前植付之蘇鉄江算置、出拔之所

巧有之候上、蘇鉄・小松植不足いたし、栄野比村蘇鉄致差不足、美里間切者桃原村小松改之砌、以前植付之等二算置候上、只今歟打込小松差入植付、出拔之所巧有之、大里村以前植付之小松ニ算置候上、蘇鉄中より算わら取出出拔之所巧有之、古謝村小松苗調部方不行届、宫里村萩敷致坪過、越来間切者山内村麦移島式度すき無之所□々相すかし首尾申出候様相違候處、伐取不致候而仕取之首尾申出、出拔之所巧有之、宇久田・胡屋式ヶ村萩敷致坪過、浦添間切者内間村去年棕栢種子蒔入敷江去々々年苗植付入見分、出拔之所巧有之候付、各應所犯、構役々科鞭・科錢、又者頭役江引渡、内法取行させ置申候、右之通首尾申上候、以上、

寅

五月

田地奉行

知花里之子親雲上[㊦]

森山親方[㊦]

(一丁表裏 白紙)

覚

西原間切

一 棕栢苗三千百弍拾八本

一 蘇鉄苗老万九千八百六拾本

一 楮木五千弍百拾八本

去秋植付

一 小松老万九千九百四拾本

去々年植不足

内 三千五百三拾本

一 屋良部種子三斗

一 棕栢種子老斗老合

一 檉木種子老斗式升四合

一 松種子老斗六升

(中略、前号参照のこと)

〔Ⅲ〕

今般嶋尻方拾五箇間切耕作跡見罷通候次第、左二申上候

一 飯料之儀、一統芋ニ而三度宛相嘗候段申出、植次等順々仕置候付、是より先茂同断相嘗候様段申出、見分ニ茂其通相見得申候、

一 稻之儀、真和志間切者作柄宜敷有之、小祿・知念式ケ間切并南風原間切之内官平・兼城與那覇・宮城四ケ村、佐敷間切之内佐敷・平田・手登根・屋比久・外間五ケ村、玉城間切之内垣花・玉城・仲村渠・百名・仲榮真・富里・当山・屋嘉部・奥武・志堅原・前川拾老ケ村、豊見城間切之内田頭・名嘉地・我那覇・伊良波・座安・渡橋名・

嘉數・真玉橋八ヶ村者大抵相濟、大里・東風平・具志頭・摩文仁・喜屋武・真壁・高嶺・兼城八ヶ間切并南風原間切之内本部・照屋・喜屋武・山川・神里・津嘉山六ヶ村、佐敷間切之内津波古・小谷・新里三ヶ村、玉城間切之内糸數・富名腰式ヶ村、豊見城間切之内金良・長堂式ヶ村者別而惡敷有之、所次第穂差出不申等茂段々有之、此儀畢竟秋稻作立、田方取扱方不行届所より右次第与相見得、今形二而者上納米調兼、及難儀可申哉与奉存候、

一 田方之儀、稲刈取り次第本塗固メ、水取留所次第、いふ茂拔取、暑氣之時分鋤打、牛厩等二而相耕候様、申渡置申候、

一 白太豆・粟・黍之儀、一統作柄宜躰相見得申候、

一 小豆・青豆・木棉花之儀、萌立宜相見得申候、

一 畠方之儀、移次第則々相耕、諸作毛時節不取後、植付蒔入手入方等精々入念候様申渡置申候、

一 坂成畠土留、いふ返し、溝捌方、取分入念、雨天之節泥土不流落様、下知可致旨、申渡置申候、

一 砂糖荻之儀、運用方、鎌草等入念候様申渡置申候、

附、本文敷地所々立札引当、坪高相試申候、

一 川筋江小石・いふ相付候ハ、取除、破所茂則々致修補候様、構役々江申渡置申候、

一 間切々去年秋植付置候苗松之儀、本數相改、別紙之通取々置申候、

一 蘇鉄之儀、別紙之通植付置候付、本數相改、本立帳江組入印形仕置申候、

一 諸野菜之儀、一統作立用分相達候様申渡置申候、

一 棕栢之儀、新植之分者別紙之通取々、本立帳江組入、印形仕置申候、

一 楮木之儀、御手形次第伐取、製法干拵二而無遲滞相納候様、申渡置申候、

- 一 唐竹敷抱護之儀、明間之所者赤木、其外成合之諸木植付、時節見合、田土等入付、令盛生候様申渡置申候、
- 一 印土手、方切土手之儀、守護向入念候候様申渡置申候、
- 附、御茶屋附合場、場天濱、安謝港、小土手茂築立置候通相守居申候、
- 一 宿道、脇道、村内道筋破所出来候ハ、則々致修補、人馬往還不差支様、下知可致旨申渡申候、
- 一 村抱護明間之所者松、赤木其外成合之諸木植付、且屋敷困者にか竹植付、抱護相堅候様精々下知可致旨、申渡置申候、
- 一 牛馬并豚羊之儀、家内く廣飼立、壘求方入念、且壘屋破所出来候ハ、則々致修補候様申渡置申候、
- 一 棕栢・榎木・屋良部・松種子之儀、別紙之通取圓メ、場所見合蒔入置申候、
- 一 一間切く原勝劣いたし、賞罰取行候段、首尾申出候付、勝劣之涯を立、引勵候様申渡置申候、
- 一 知念間切在勤之砌、久高島江可罷渡与致出船候處、向風波立強ク相成候付、中途より差帰させ、翌日茂同断之天氣合ニ而渡海難成候付、頭役共江請込之下知方申渡候處、罷渡致見分、諸仕付向大抵相届候段、追首尾承届申候、
- 附、飯料之儀、芋ニ而三度宛相營、植次等順々仕置候付、是より先茂同断相營候段、申出有之候、
- 一 禮儀作法結構ニ有之候様、末々之者共每度叮嚀ニ可申諭旨、申渡置申候、
- 一 農事諸仕付、地面格護方等之下知精々入念候様、惣耕作当共申渡置申候、
- 一 地頭代以下役々共、平常番所出精、各請向之御用無支相弁候様、且掟共者各噉村江詰込農務諸仕付、諸上木仕立方、諸上納物、所俗等之差引入念候様、申渡置申候、
- 一 一間切く去年貯穀之儀、定数表頭役仮封仕置候付、かや正米差引封印仕置申候、
- 一 一間切く去々年々貢・諸上納物請取拂帳、勘定相遂置候段、取納奉行問合有之候付、百姓面引合仕申候、

一間切く、去年中番所并村々所遺帳、勘定相遂仕過仕不足、統並返戻仕置候段、申出候付、帳面見届、百姓面引合仕申候、

附、東風平間切去年下半年、右帳面之儀、地頭代跡役去年十一月二至り相濟候付、調部方差支候付、いまた勘定相遂不申候間、面引合來秋廻勤之間、延申出有之候、

一真和志・高嶺・真壁・摩文仁・佐敷・具志頭六ヶ間切亥子式ヶ年貯米、且兼城・喜屋武式ヶ間切亥年貯米、且豊見城・東風平・玉城・知念・大里・南風原六ヶ間切子年貯米、上納補与して乞下、村々当高表致配当候段、申出候付、帳面見届、百姓面引合仕申候、

一間切く去冬、焼出御用意売上砂糖代錢之儀、村々当高表現錢渡、又者上納物補等仕置き候段、申出候付、支配帳見届、百姓面引合仕申候、

一摩文仁間切去々冬焼出并去冬焼出御心附砂糖、且具志頭間切去冬焼出差付砂糖、且真壁間切去々冬焼出御心附并差付砂糖、且高嶺間切去々冬焼出差付砂糖、且同間切去冬焼出差付砂糖前代錢之儀、訴印紙表諸上納物補、拝借錢年府返上負荷返済等江致支配候付、百姓面引合仕申候、

一南風原間切去々年御救助料錢、且大里間切去々年御餘計米代錢并去々年部下米代錢御救助錢、且知念間切戊子式ヶ年之御餘計代錢元利、且玉城間切去々年御餘計米代錢并部下米代錢より相立置候本手錢利錢、且去年御餘計米代分、且摩文仁間切去々年去年御餘計米代錢、且真壁間切去々年御餘計米代錢并部下米代錢、御救助錢部下米代錢より相立置候本手錢利錢、去年御餘計米代錢、且兼城間切去々年御餘計米代錢、且小祿間切去々年御餘計米代錢、且豊見城間切去々年御餘計米代錢之儀、村々負荷返済、身売人請出、又者極窮之者共補助、且喜屋武間切去々年御餘計米代錢并去々年部下米代錢之儀、上里村負荷返済并砂糖車、牛買入代之方江支配、且高嶺間切去年御餘計米

代錢之儀、村々身売人請出、又者困窮之者共ふた・羊買入代等江支配免申出候付、其通相達、面引合仕申候、

附、具志頭間切去々年御餘計米代錢并部下米代錢御救助錢より相立置候本手錢元利取添、銅錢壹万貳千三百七

貫三拾六文之内、四千八百五拾七貫三拾六文者、極窮之者共補助向、又者妻妾料等江支配免申出、其通相達、

残七千四百五拾貫文者、借渡仕置、当年相下り候御餘計米代錢取添、支配免申出候様達置申候、

一 佐敷・喜屋武・高嶺・小祿・真和志五ヶ間切者、田畠耕方、屋敷〱諸仕付向等太抵相届候付致褒美、先様猶以

可引励旨、申渡置申候、

一 南風原間切者山川村小松植不足、大里間切者板良敷村家内〱門札調方不行届、知念間切者志喜屋村荻敷坪過有

之、玉城間切者糸敷村荻敷致坪過候上、蘇鉄切取畠方こやしいたし、東風平間切者村々田方始抹方不行届候上、

世名城村荻差不足いたし、且具志頭間切者坂名城村荻敷所々札立合方不行届候上、致坪過、摩文仁間切者摩文仁

村蘇鉄小松植不足いたし、真壁間切者真栄平村家内〱門札古札懸置候上、荻敷致坪過、兼城間切者阿波根・武

富・波平三ヶ村田畠所々荒置、豊見城間切者長堂村蘇鉄植不足有之候付、各所犯二応し構役々科錢科鞭、又者頭

役江引渡、間切内法之咎目取行させ置申候、

右箇条之通首尾申上候、以上、

寅

田地奉行

五月

安村親雲上[㊦]

安谷屋親方[㊦]

(一丁表裏 白紙)

覚

南風原間切

一蘇鉄苗壺萬五千五百七拾本

一棕栢苗三百三拾六本

一楮木苗千八百三拾七本

去年秋植付壺萬五百本之内

一小松壺萬四百七拾本

山川村植不足

外三拾本

一屋良部種子式斗

一棕栢種子壺斗五升

一檉木種子式斗式升四合

一松種子式斗壺升

(中略、前号参照のこと)

[IV]

今般嶋尻方耕作跡見之砌、那覇湊并泊湊江相懸候濱山野川原筋等見分仕候次第、左二申上候

一真和志・豊見城・小祿三ヶ間切濱山野之儀、土手築立置候通、堅固相守候様申渡置申候、

一真和志・豊見城・小祿・東風平・南風原・大里六ヶ間切、那覇湊江相懸候川筋餘地并山野坂成島閉方二而、土手築立方被仰付置候通、格護方入念、尤所々江堀調置候いふ壺致浚方、湊江泥土不流落様下知可致旨、申渡置申候、一惣川頭当勤方之儀、跡々被仰渡置候御條書ニ基致下知候様、申渡置申候、右之通首尾申上候、以上、

寅

田地奉行

十一月

富盛里之子親雲上[㊦]

右之通承届申候、以上、

寅

十一月

森山親方[㊦]